

## 第5編 大規模事故編



## 《大規模事故編 目次》

第1章 総則 .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の対象 .....	1
第3節 対策の実施者及び役割 .....	1
第4節 配備体制 .....	1
第2章 大規模火災対策 .....	3
第1節 予防計画 .....	3
第2節 災害応急対策計画 .....	6
第3章 危険物事故対策 .....	8
第1節 予防計画 .....	8
第2節 災害応急対策計画 .....	8
第4章 船舶事故対策 .....	12
第1節 予防計画 .....	12
第2節 災害応急対策計画 .....	12
第5章 航空機事故対策 .....	15
第1節 予防計画 .....	15
第2節 災害応急対策計画 .....	15



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生するおそれがあり、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性がある。

町内には空港、港湾が存在するため、航空機や船舶事故のリスクがあるほか、町内の森林や危険物施設等における事故も懸念される。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、震災対策編に準ずるものとする。

## 第2節 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

1. 大規模火災（森林火災含む。）
2. 危険物事故災害（危険物施設、液化石油ガス施設、火薬類保管施設等の災害）
3. 船舶事故災害
4. 航空機事故災害

## 第3節 対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、町役場や島内関係機関の全機能をもって対応する。

なお、各機関の業務大綱及び所掌事務、本計画に記載のない事項は、震災対策編の規程に準ずるものとする。

## 第4節 配備体制

### 1. 町の体制

大規模事故災害が発生した場合、町は早急に情報連絡態勢をとって必要な要員を動員し、情報収集、連絡等の活動を行う。

また、総合的な災害対策が必要な場合、町長は事故災害対策本部を設置する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規程を準用する。

### 2. 現地調整所

災害の発生現場において、現地関係機関（消防、警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、町または都は、現地調整所を速やかに設置し、現地の関係機関との連絡調整を図るものとする。

### 3. 情報収集・報告

町（防災対策室、消防本部）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲からただちに都へ報告する。

都に報告できない場合、または次の基準に該当する災害または事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

○消防庁への報告要領

- |  |
|--|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、都に加えて消防庁にも報告 |
| (2) 通信の途絶等により都に報告できない場合は、一時的に報告先を消防へ変更                                       |
| (3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び都に報告  |

○ 火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	建物火災	(1) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 (3) トンネル内車両火災 (4) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内または周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア. 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ. 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地または高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 原子力施設で、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質輸送車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力事業者からの基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
	その他の特定の事故	(1) 爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

4. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災対策編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

## 第2章 大規模火災対策

項目	町担当	関係機関
第1節 予防計画	消防本部	大島警察署、消防団
第2節 災害応急対策計画	消防本部、災害情報センター	大島警察署、消防団

非常火災及びその他の大規模火災から住民等の生命、身体ならびに財産を保護し、その被害を軽減するための出火の防止、初期消火体制、火災等の拡大防止措置について定める。

### 第1節 予防計画

#### 1. 出火の防止

##### (1) 火気使用設備・器具の安全化

地震等に伴う大規模火災時に火気使用設備、器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

東京消防庁及び大島町消防本部では、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準化及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策の推進を図ってきているが、これらの対策を継続推進するとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

##### (2) 化学薬品・電気設備等の安全化

###### ① 化学薬品の安全化

東京消防庁及び大島町消防本部では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、具体的な安全対策を推進している。また、化学薬品を取り扱う学校、医療施設、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。

[主な指導事項]

- ア. 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ. 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ. 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- エ. 化学薬品収納場所の整理整頓
- オ. 初期消火資器材の整理

###### ② 電気設備等の安全対策の強化

変電設備や自家発電設備などの電気設備は、大島町火災予防条例により出火防止・延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。

大島町消防本部は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

###### ③ 電気器具からの出火防止

大島町消防本部は、地震時等の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅分電盤等）の設置を指導するとともに、出火防止対策を講じた装置の開発について電気事業者等に協力を要望する。

### (3) その他出火防止のための指導等

大島町消防本部は、地震等に伴う大規模火災が発生した場合、人命への影響が極めて大きい飲食店、スーパー、医療施設、福祉施設等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

### (4) 住民指導の強化

大島町消防本部は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び火災に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資機材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて住民の防災行動力の向上を図る。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

#### ① 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア. 住宅用火災警報器の普及
- イ. 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ウ. 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ. 家具類、家電製品等の転倒・落下防止対策の徹底
- オ. 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ. カーテンなどへの防災品の普及
- キ. 灯油など危険物の安全管理の徹底
- ク. 防災訓練への参加

#### ② 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア. 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ. 普段から小さな地震でも「地震 火を消せ！」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- ウ. 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス（小さなゆれを感じた時、大きなゆれがおさまった時、出火した時）の徹底
- エ. 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガスの元栓の遮断など出火防止の徹底
- オ. ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置
- カ. ライフライン復旧時における電気・ガス器具からの出火防止措置の徹底

## 2. 初期消火体制の強化

地震発生時等の延焼火災を防止するために、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備等の適正化及び家庭、事業所ならびに地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図る。

### (1) 初期消火体制の強化

大島町消防本部は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、住民及び事業者にも耐震措置を指導する。

## (2) 地域配備消火器

大島町消防本部は、初期消火体制の強化のため、島内各地区に地域配備消火器（1箇所2本）を次のとおり配置している。

※資料編「資料第34 地域配備消火器の現況」

## (3) 初期消火資器材の普及

住宅用火災警報器については、平成22年4月1日から設置が義務化されたことから、全ての住宅に設置促進を図る。また、家庭や事業所における初期消火を迅速、確実に行うため、消火器等の消火資器材の普及を図る。

## (4) 住民、事業所の自主防災体制の強化

### ① 住民の防災行動力の向上

住民個々が自信をもって災害に対応できるよう、住民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握して、初歩から実践に至る効果的な訓練を実施する。また、地域の協力体制づくりを進め、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

### ② 事業所の自主防災体制の強化

島内の事業所に対し、事業所防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

### ③ ホテル・旅館の自衛消防活動体制の強化

3000㎡以上のホテル・旅館に対し、自衛消防活動中核要員の配置を指示するとともに、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

## 3. 火災等の拡大防止

### (1) 消防活動体制

大島町における消防に係る組織は、大島町消防本部と大島町消防団があり、相互に協力・連携して消防活動を実施している。災害時の第1次的対応者である消防団については、地域内を熟知した団員により構成され、担う使命の重要性と献身的な活動実績は、昭和61年の噴火災害時に実証されており、現在もその活動体制は引き継がれている。

### (2) 消防団体制の強化

消防団は、災害時において、情報の収集伝達、災害防御活動、避難誘導や救出救護活動等に従事し、平常時は住民に対して初期消火、救出・救護等について技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核としてきわめて重要な役割を担っている。今後とも、地域に密着した各種防災活動の実施のため、必要な団員数の確保及び団の活性化を推進して、消防団活動の充実強化を図る。

また、消防団に積極的に協力している事業所を、「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の充実を図る。

※資料編「資料第35 消防団員数」

(3) 消防水利の整備

当町では、消火栓や防火水槽を地域の状況に応じて設置しているが、今後においては、大震災時の多発火災等に対処できるよう 60 m<sup>3</sup>級の耐震性貯水槽の整備を計画的に強化するとともに、消火栓については、山火事等にも考慮すべく飲料水や農業用水を活用した多面的な水利整備を推進する。

※資料編「資料第 36 水利施設の現況」

(4) 消防施設の整備、訓練の充実

災害時での消防団による消防活動を最大限有効に活用するため、消防車両、災害態様に応じた装備資機（器）材及び消防施設の整備を推進し、活動体制の充実を図る。

さらに、情報伝達及び装備関係の訓練を実施して、機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図る。

※資料編「資料第 37 消防機械器具・車輛の現況」

※資料編「資料第 38 消防施設の現況」

4. 森林火災の予防

町長が森林法に基づき火入れを許可するとき、または国もしくは地方公共団体が火入れするときは、消防署に協議するとともに、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を大島警察署長に通報する

なお、町内には森林火災予防施設として、標板 60 基、看板 2 箇所を設置し、森林火災の発生を予防している。

第 2 節 災害応急対策計画

1. 火災警報の発表及び伝達

(1) 発表

町長は、都または気象庁本庁発表の火災気象通報に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは、一定次の基準に従い火災警報を発表する。

発表基準	実効湿度が 50%以下であって、最小湿度が 30%以下のとき
	実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 40%以下になり、最大風速が 10mを超えるとき
	平均風速 15m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

(2) 伝達

消防長（消防本部）は、上記警報を発表したときは、都、气象台、大島警察署、大島町消防団その他関係防災機関に通報するとともに、防災行政無線放送により住民に周知させる。

## 2. 大規模火災発生時の活動

### (1) 消防本部・消防団の対応

#### ① 消防活動

町（消防本部、消防団）は、速やかに状況を把握するとともに、最寄りの水源からの送水ルートを確認し、また、利用可能な自然水利も活用して迅速に消火活動を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の応援や延焼阻止線を設定するなど、延焼及び被害の拡大防止に努める。

#### ② 救助救急活動

町（消防本部、消防団）は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害の状況把握に努め、必要に応じて消防応援を要請する。

孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を都に要請する。

### (2) 警察署の対応

大島警察署は、次の応急活動を行う。

- ① 町長が避難の指示をすることができないとき、または町長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ② 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ③ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

### (3) 町の対応

町（災害情報センター）は事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- ① 避難の勧告または指示
- ② 避難誘導
- ③ 避難所の開設
- ④ 避難者の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

## 第3章 危険物事故対策

項目	町担当	関係機関
第1節 予防計画	消防本部	都（大島支庁）
第2節 災害応急対策計画	消防本部、災害情報センター	危険物施設等管理者、液化石油ガス保管施設事業者、火薬類保管施設事業者、都（大島支庁）、大島警察署

### 第1節 予防計画

#### 1. 石油类等危険物施設の安全化

島内における石油等を貯蔵・取り扱う危険物施設（少量危険物取扱所等を含む。）は、下表のとおりである。これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、東京消防庁及び大島町消防本部は、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図っていく。

※資料編「資料第39 石油等の危険物貯蔵取扱施設一覧」

#### 2. 液化石油ガス消費施設の安全化

東京都は、所管する販売事業者に対する立入検査を行い、保安の確保に努めている。

災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対して、ガス漏れ警報機の設置義務ならびに料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置を義務づけている。

また、都では「東京都高圧ガス施設安全基準」において「液化石油ガス供給・消費設置基準」を改定し、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

#### 3. 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、地震時の衝撃あるいは火災等による災害発生の危険性が極めて高い。火薬類は、火薬庫に貯蔵するよう義務づけられており、保安に関する厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主点検を義務づけており、都は保安検査及び立入検査を実施して、保安の確保を図っている。また、火薬庫以外の場所に貯蔵が認められている少量の火薬類についても構造及び設備に関する技術上の基準が定められ、都は随時立入検査を実施して、保安に関する指導監督に努めている。

### 第2節 災害応急対策計画

#### 1. 石油类等危険物施設災害

##### (1) 事業者の対応

各危険物等施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

## (2) 消防本部の対応

消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ① 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動ならびにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策
- ③ 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握、及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
- ⑤ 消防隊が行う警戒区域設定に対する協力体制の構築

## (3) 警察署の対応

大島警察署は、次の応急活動を行う。

- ① 危険物等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- ② 町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または町長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ④ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

## (4) 町の対応

町は事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- ① 避難の勧告または指示
- ② 避難誘導
- ③ 避難所の開設
- ④ 避難者の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

## 2. 液化石油ガス施設災害

### (1) 事業者の対応

液化石油ガス保管施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

### (2) 消防本部の対応

町（消防本部）は、次の応急活動を行う。

- ① ガスの拡散が急速で人命危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告または指示を行う。
- ② 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- ③ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

### (3) 警察署の対応

大島警察署は、次の応急活動を行う。

- ① ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。

- ② 町長が避難の指示をすることができないとき、または町長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ④ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

#### (4) 都の対応

都（大島支庁）、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害の拡大防止等を指示する。

また、高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとにおく準防災事業所が対応する体制を整えている。

防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負う。

#### (5) 町の対応

町（災害情報センター）は事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- ① 避難の勧告または指示
- ② 避難誘導
- ③ 避難所の開設
- ④ 避難者の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

### 3. 火薬類保管施設

#### (1) 事業所の対応

火薬類保管施設の事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

#### (2) 都の対応

都（大島支庁）は、被害が拡大するおそれがある施設を対象に、緊急時における管理上の指揮命令を発する。

- ① 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。
- ② 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

#### (3) 警察署の対応

大島警察署は、次の応急活動を行う。

- ① 火薬類の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- ② 町長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または町長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- ④ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

(4) 町の対応

町（災害情報センター）は事故の情報を収集し、必要に応じ次の措置を行う。

- ① 避難の勧告または指示
- ② 避難誘導
- ③ 避難所の開設
- ④ 避難者の保護
- ⑤ 情報提供
- ⑥ 関係機関との連絡

## 第4章 船舶事故対策

項目	町担当	関係機関
第1節 予防計画		都（大島支庁）、第三管区海上保安本部、東海汽船
第2節 災害応急対策計画	災害情報センター、消防本部	都（大島支庁）、第三管区海上保安本部、大島警察署、東京消防庁、船舶の所有者・管理者、漁業協同組合

### 第1節 予防計画

#### 1. 都（港湾局）の対応

島しょの港内の安全航行を確保するため、水底の維持浚渫を行うとともに、燈台等の航路標識の設置について協力する。

#### 2. 第三管区海上保安本部の対応

船舶への立入検査や関係者に対する海難防止講習会等を通じて海難防止を行う。

#### 3. 東海汽船の対応

次の諸事項を遵守し航海の安全を確保する。

- (1) 船舶の運航管理体制の確立
- (2) 船舶運航基準の励行
- (3) 海事関係法令の遵守

### 第2節 災害応急対策計画

#### 1. 都（港湾局）の対応

- (1) 島しょにおいては、海上保安庁、町役場、警察、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。また、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。
- (2) 船舶等から大量の油が流出した場合は、次の措置を講ずる。
  - ① 油吸着剤、油処理剤等の散布
  - ② 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査
  - ③ 応急資器材（油処理剤、消火剤、オイルフェンス等）の調達、緊急輸送

#### 2. 大島警察署

大島警察署は、船舶等から大量の油が流出した場合、警視庁の応援を得て次の措置を講ずる。

- (1) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査等
- (2) 警備艇による船舶等の通行制限等
- (3) 応急資器材（油処理剤、消火剤、オイルフェンス等）の調達輸送

### 3. 第三管区海上保安本部の対応

- (1) 大規模な船舶事故が発生した場合においては、応急対策を統一かつ強力に推進するため、組織の編成及び職員、船艇、航空機の動員を行う。
- (2) 事故状況等の情報収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、関係機関と緊密な連携を図り、人命救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を行う。
- (3) 船舶等から大量の油が流出した場合は、次の措置を講ずる。
  - ① オイルフェンスの展張
  - ② 油回収船、油吸着剤、油処理剤等による流出油等処理作業の指導
  - ③ 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査
  - ④ 応急資器材（油処理剤、消火剤、オイルフェンス等）の調達輸送
  - ⑤ 遭難船の移動（ひき船の手配、えい航の指導等）
  - ⑥ タンカーバージによる残油類取りの指導等
  - ⑦ 事故原因者、海上災害防止センターに対する防除措置の指示等

### 4. 町の対応

町（災害情報センター、消防本部）は、大島警察署等と連携し、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 応急活動体制の確保
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 消防・救助・救急活動
- (4) 行方不明者の捜索・遺体の収容等
- (5) 船舶等から大量の油が流出した場合は、沿岸住民への火気管理の指導、避難勧告等を実施

### 5. 船舶所有者・管理者等の対応

航行船舶に事故が発生したとき、船長等は旅客の安全、船体、貨物の保全のために次の措置を講ずる。

- (1) 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- (2) 人身事故に対する早急な救護
- (3) 船内及び船外への連絡方法の確立
- (4) 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- (5) 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- (6) 船舶等から大量の油が流出した場合は、次の対応を講ずる。
  - ① 海上保安本部への事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
  - ② 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
  - ③ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣または連携の確保
  - ④ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
  - ⑤ 被害者の損害等に対する補償

### 6. 漁業協同組合の対応

海上保安本部、警察、消防等の要請に応じて、海岸及び海域における被災者の捜索や流出油の防除に協力する。

### 7. 東京消防庁の対応

船舶等から大量の油が流出した場合、町等の要請に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 消防艇の派遣等

- (2) オイルフェンスの展張
- (3) 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査
- (4) 応急資器材（油処理剤、消火剤、オイルフェンス等）の調達、輸送
- (5) 流出油等の処理

## 第5章 航空機事故対策

項目	町担当	関係機関
第1節 予防計画		都（大島支庁）
第2節 災害応急対策計画	災害情報センター、消防本部	都（大島支庁）、第三管区海上保安本部、大島警察署

### 第1節 予防計画

都（大島港湾空港事務所）は、航空機による墜落・衝突事故等を防止するため、空港内における航空機の安全な運航を確保するため、飛行場施設（滑走路、エプロン及び保安施設等）の維持管理を行う。

### 第2節 災害応急対策計画

#### 1. 都（大島支庁）の対応

大島港湾空港管理事務所は、次の措置を講ずる。

- （1）大島空港等及びその周辺の航空機事故に対しては、関係機関（警視庁・消防庁、町等の関係機関）の協力のもとに管理事務所内に現場指揮所を設置し、有効な活動を行う。
- （2）海上保安庁、警察、町、消防等の関係機関と連携し、応急対策に協力する。また、救助船舶が岸壁を優先使用できるよう、必要に応じて他の船舶の移動や接岸の制限等を行う。

#### 2. 町の対応

町（災害情報センター、消防本部）は、大島警察署等と連携し、必要に応じて次の措置を行う。

- （1）応急活動体制の確保
- （2）災害情報の収集・伝達
- （3）消防・救助・救急活動
- （4）交通規制
- （5）避難対策
- （6）医療救護、保健活動
- （7）行方不明者の捜索・遺体の収容等

#### 3. 海上保安本部の対応

第三管区海上保安本部は、関係機関との緊密な連携と協力により、以下の活動を迅速かつ的確に実施する。

- （1）情報収集及びその提供
- （2）負傷者の救出救助
- （3）救急医療活動に対する支援
- （4）事故による火災の消火活動
- （5）付近海域航行船舶の交通整理及び避難誘導

